

令和6年度 高校奨学金のお知らせ



公益財団法人福岡県教育文化奨学財団では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難である高校生等に対して、奨学金等の貸与事業を行っています。

一方、貸与ですから高校等を卒業後は返還が始まります。この返還金が次の世代の奨学金となります。生徒と保護者が返還のこともきちんと話し合われた上で、申込みをお願いします。

奨学金の種類

- 入学支度金（無利子）** ※特別支援学校高等課程（専攻科含む）、専修学校高等課程は対象外
入学金や教科書代など入学時の一時的な学費に充てるために貸与するものです。
貸与予定時期：3月下旬
- 奨学金（無利子）**
授業料や校納金など日常的な学費に充てるために貸与するものです。
貸与予定時期：年4回（6月下旬、9月中旬、12月下旬、3月上旬）
※在学募集の第1回貸与は、7月末を予定しております。

募集方法

- 予約募集（年1回）**
高校入学前に募集します。（6月下旬～各学校が定める期日）
進学する前年に在学している学校の奨学金窓口に応じ出してください。
入学支度金は、予約募集でのみ申し込むことができます。
- 在学募集（年1回）**
高校在学中に募集します。（4月上旬～各学校が定める期日）
在学している学校の奨学金窓口に応じ出してください。
- 緊急募集（随時）**
家計急変で奨学金を緊急に必要とする場合に、随時申し込むことができます。
在学している学校の奨学金窓口に応じ出してください。

申込要件

- 保護者が、福岡県内に生活の本拠を有していること。
- 令和6年4月に高等学校等に進学予定又は在学していること。
- 特に経済的理由により修学が困難であること。

収入基準等の詳細については、在学している学校の奨学金窓口にお問い合わせください。
奨学生の採用は、学校長から推薦された申込者について選考のうえ決定しますが、その年度の予算の範囲内で行いますので、採用されない場合もあります。

（裏面に続きます。）

貸与月額と返還額

○貸与月額と貸与期間

貸与月額は下表のとおりです。

貸与期間は、令和6年4月から卒業するまでの標準修業期間です。

○返還の開始時期と返還期間

貸与終了後6か月が経過した後、口座振替により返還が始まります。

返還期間は、学校種別により次のとおり定めています。

公立：貸与期間（奨学生であった期間）の3倍

例）公立高校で1～3年生の3年間貸与を受けた場合→返還は「9年間」

私立：貸与期間（奨学生であった期間）の4倍

例）私立高校で2～3年生の2年間貸与を受けた場合→返還は「8年間」

なお、返還方法は月賦払い（毎月返還）又は半年賦払い（半年ごとに返還）のいずれかを選択することができます。

区分	学校種別	通学種別	選択記号	貸与月額 (令和元年度実績額)	月賦払い返還回数 (年数)	月賦払い 1回の返還額	半年賦払い 1回の返還額
入学支度金 (入学時の1回のみ)	公立			年額 50,000円	100回 (9年)	500円	約2,800円
	私立			年額 100,000円	143回 (12年)	約700円	約4,200円
奨学金 (学校種別、通学種別に応じ、貸与月額の選択が可能)	公立	自宅	A	月額 18,000円	108回 (9年)	6,000円	36,000円
			B	月額 15,000円	108回 (9年)	5,000円	30,000円
			C	月額 10,000円	108回 (9年)	約3,400円	20,000円
		自宅外	A	月額 23,000円	108回 (9年)	約7,700円	46,000円
			B	月額 20,000円	108回 (9年)	約6,700円	40,000円
			C	月額 15,000円	108回 (9年)	5,000円	30,000円
	私立	自宅	A	月額 25,000円	144回 (12年)	約6,300円	約38,000円
			B	月額 15,000円	144回 (12年)	約3,800円	約23,000円
			C	月額 10,000円	144回 (12年)	2,500円	15,000円
		自宅外	A	月額 30,000円	144回 (12年)	7,500円	45,000円
			B	月額 20,000円	144回 (12年)	5,000円	30,000円
			C	月額 15,000円	144回 (12年)	約3,800円	約23,000円

※返還回数及び返還額は、3か年の貸与を受けた場合のものを記載しています。

返還について

奨学金を借り終えた後は、必ず返還しなければなりません。

先輩からの返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものです。

○返還の督促と法的措置

返還滞納者に対しては、電話による督促のほか、財団職員もしくは督促を専門に行う滞納債権督促員が、自宅や勤務場所を直接訪問して督促します。

法的措置は、返還滞納者の状況に応じて、裁判所の支払督促申立等の措置を経て、最終的には強制執行へと段階的に進んでいくことになります。

以上のような督促に訴えるまでもなく、奨学金の貸与を終了した人が、返還の意義及び重要性を認識して、滞りなく返還を履行するよう期待しております。



《お問合せ》

〒812-8575

福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁内

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団(福岡支所)

TEL **092-641-7326** (直通)

FAX **092-641-7530**